## 議案第102号

南丹市公共下水道使用料条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

南丹市公共下水道使用料条例 (平成 18 年南丹市条例第 223 号) の一部を 次のように改正する。

現行	改正後 (案)	
(督促)	(督促 <u>等</u> )	
第10条 管理者は、第3条に規定する使用	第10条 管理者は、第3条に規定する使用	
料を納期限までに納付しない者がある	料を納期限までに納付しない者がある	
ときは、地方自治法	ときは、地方自治法(昭和22年法律第67	
第231条の3第1項の規定により督促	<u>号)</u> 第231条の3第1項の規定により督促	
するものとする。	するものとする。	
	2 前項による督促に係る手数料及び延滞	
	金の徴収については、南丹市上下水道	
	事業分担金等の督促手数料及び延滞金	
	徴収条例(令和7年南丹市条例第 号)の	
	<u>規定による。</u>	
(滞納処分)	(滞納処分)	
第 11 条 管理者は、前条に規定する督促	第 11 条 管理者は、前条に規定する督促	
を受けた者が督促状に指定された期限	を受けた者が督促状に指定された期限	

までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法第 231 の 3 第 3 項の規定により、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の滞納処分の例により使用料を徴収するものとする。

までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法第231の3第3項の規定により、地方税法

\_\_\_\_\_の滞納処分の例により使用料 を徴収するものとする。

別表 別記

別表 別記

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表の改正規定のうち、一般汚水の基本料金に係る部分 令和8年 7月1日
  - (2) 別表の改正規定のうち、一般汚水の従量料金に係る部分 令和9 年7月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南丹市公共下水道使用料条例(以下「新条例」という。)別表(一般汚水の基本料金に係る部分に限る。)の規定は、令和8年7月1日以後の検針に係る下水道使用料の一般汚水の基本料金について適用し、同日前の検針に係る下水道使用料の一般汚水の基本料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表(一般汚水の従量料金に係る部分に限る。)の規定は、令和9年7月1日以後の検針に係る下水道使用料の一般汚水の従量料金について 適用し、同日前の検針に係る下水道使用料の一般汚水の従量料金について は、なお従前の例による。

## 現行

## 別表(第6条関係) 南丹市公共下水道使用料

(使用月につき)

		(50/14)	1(C) 2)		
	使用料				
一般汚水		汚水量区分	金額		
	基本料金	_	1,000円		
	従量料金	1 立方メートルから 10 立方メー	100 円		
	(1立方メートルにつき)	トルまで			
		11 立方メートルから 20 立方メー	120 円		
		トルまで			
		21 立方メートルから 30 立方メー	140 円		
		トルまで			
		31 立方メートルから 40 立方メー	160 円		
		トルまで			
		41 立方メートルから 50 立方メー	180 円		
		トルまで			
		51 立方メートルから 100 立方メ	200 円		
		ートルまで			
		100 立方メートルを超えるもの	220 円		
一時使用	基本料金	50 立方メートルまで	10,000円		
	超過料金	50 立方メートルを超えるもの	220 円		
	(1立方メートルにつき)				

## 改正後 (案)

別表(第6条関係) 南丹市公共下水道使用料

(使用月につき)

使用料				
一般汚水		汚水量区分	金額	
	基本料金	_	1,350円	
従量料金 (1立方メートルにつ	従量料金 (1立方メートルにつき)	1 立方メートルから 10 立方メートルまで	100 円	
		11 立方メートルから 30 立方メートルまで	140 円	
		31 立方メートルから 50 立方メートルまで	200 円	
		51 立方メートルから 100 立方メ ートルまで	250 円	
		100 立方メートルを超えるもの	270 円	
一時使用	基本料金	50 立方メートルまで	10,000円	
	超過料金 (1 立方メートルにつき)	50 立方メートルを超えるもの	220 円	